

一般競争入札公告

社会福祉法人梅田福祉会の発注する「社会福祉法人梅田福祉会特別養護老人ホーム熊谷めめまの郷における物品購入及び設置工事」の一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和4年8月17日

社会福祉法人梅田福祉会

理事長 工藤 三夫

1 入札内容

(1) 購入物品

- ① 介護用特殊浴槽及び介護用ベッド一式
- ② 洗濯機、介護用品、医務用品及び厨房用品一式
- ③ 家具、電化製品一式
- ④ O A 機器及び介護ソフト一式
- ⑤ 施設内保育備品一式

(2) 仕様及び数量 別紙仕様書による

(3) 納入場所 〒360-0231

埼玉県熊谷市飯塚 1398 番 1

社会福祉法人梅田福祉会特別養護老人ホーム熊谷めめまの郷

(4) 納入設置期限 ①②③④⑤ 令和5年3月末日まで

(詳細な納入設置時期については、別途協議の上、納入とする)

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県及び群馬県の入札参加停止措置または入札参加除外等の要綱の措置を受けていない者であること。
- (3) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県及び群馬県の暴力団排除措置要綱等に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- (4) 当法人の理事が役員をしている企業でないこと。
- (5) 特別養護老人ホーム等福祉施設に納入実績がある者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第255号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

3 入札方法等

- (1) 入札方法 一般競争入札
- (2) 予定価格 有（非公開）
- (3) 最低制限価格 無
- (4) 入札保証金 無

4 入札参加申請手続き

- (1) 受付期間 公告日から令和4年8月24日(水)まで
- (2) 問合せ・受付時間 午前10時から午後4時まで(土日祝を除く)
- (3) 提出書類
ア 一般競争入札参加資格等確認申請書(様式有)
イ 会社案内・会社経歴書等
ウ 納入実績一覧
- ※提出書類書式は法人問合せ先に連絡の上、Eメールにて請求すること
※提出された確認申請書、確認資料等の返却は致しません
- (4) 提出方法 持参のみ(事前連絡必須) ※締切日午後4時必着
- (5) 提出・問合せ先 〒360-0231
社会福祉法人梅田福祉会 特別養護老人ホーム熊谷めぬまの郷
担当：相談役 松田 圭司
電話：048-579-5800 FAX：048-579-5544
Eメール：menumanosato@kki.biglobe.ne.jp
※問合せは原則メールにてお願いします。
※認定を受けたものであっても、入札期日において認定要件を満たしていない者は入札の参加資格を有しません。

5 資料配布

- (1) 入札参加資格確認審査後、上記確認申請者には、令和4年8月30日(火)午後5時までに確認結果(入札参加資格の有無)をEメールにて通知する。
- (2) 入札参加資格が有り確認された業者には入札書等書式及び仕様書等(以下「仕様書等」という)をEメールにて送付し、現場説明会は行わないものとする。
- (3) 仕様書等の発送日は、令和4年8月30日(火)とする。
- (4) 下記の各項目に該当する入札参加申請は無効とする。
- ① 入札参加申請書類に不備または虚偽の記載等があった場合
 - ② 提出書類の誤字・脱字により意思表示が不明瞭である場合
 - ③ 所定の記名押印の無いとき。印影が不明瞭である場合
 - ④ 1社で2通以上の入札参加申請書を提出した場合
 - ⑤ 明らかに談合によると認められる場合
 - ⑥ 入札参加資格申請に必要な要件を具備していない場合

6 仕様書に関する質疑及び回答

- (1) 質疑提出期限 令和4年9月7日(水)午後4時まで
- (2) 質疑提出先 〒360-0231 埼玉県熊谷市飯塚1398-1
社会福祉法人梅田福祉会 特別養護老人ホーム熊谷めぬまの郷
担当：相談役 松田
電話：048-579-5800 FAX：048-579-5544
Eメール：menumanosato@kki.biglobe.ne.jp
- (3) 質疑提出方法 ア 仕様書に同梱の書式に入力し、質疑提出先までEメールにて送付すること。
イ 仕様書と同等の品質以上の物品に替えて見積ることが可能か否かについて

ては、質疑として問い合わせること。

ウ 仕様書に関する電話、FAX、訪問等での質疑は、一切認めないこと。

(4) 回答日

令和4年9月8日(木)午後5時まで

(5) 回答方法

ア 回答は、入札参加業者へEメールにて送信する。

イ 質疑応答書については、全業者からの質疑を集計の上配信する。

ウ 質疑書原本は、押印の上、入札時に提出する。

7 見積等にあたっての注意事項

(1) 見積にあたっては、仕様書に準拠した物品で見積を行うこと。ただし、法人が認めた物品に限り、他の同等の品質以上の物品に替えることができるものとする。

(2) 上記の場合、仕様書に定めた仕様より劣る、若しくは異なる物品で落札または納入されたと法人が判断した場合、法人が指定した物品に、落札者の負担において交換すること。

8 入札及び開札日程等

(1) 入札日時 令和4年10月4日(火) 以下、次の時間帯で実施します。

- | | |
|-------------------------|------------|
| ① 介護用特殊浴槽及び介護用ベッド一式 | 午前10時30分から |
| ② 洗濯機、介護用品、医務用品及び厨房用品一式 | 午前10時50分から |
| ③ 家具、電化製品一式 | 午前11時10分から |
| ④ OA機器及び介護ソフト一式 | 午前11時30分から |
| ⑤ 施設内保育備品一式 | 午前11時50分から |

(2) 場所 埼玉県熊谷市飯塚1398-1 特別養護老人ホーム熊谷めぬまの郷 会議室

9 落札者の決定

(1) 初回入札に参加する企業が1社の場合は、1回のみ入札を行う。

(2) 予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(3) 予定価格内で入札した者がいない場合は、再度入札を実施する。(再度入札は2回までとする。)

(4) 再度入札に参加できる者は、初度入札に参加した者とする。但し、初度入札において無効の入札をした者は、再度入札に参加できない。

(5) 上記(3)によっても落札者がいない場合は、次の各号の場合に限り、下記条件を全て遵守した上で交渉による随意契約を行うものとする。但し、再度入札において無効の入札を行った者は、随意契約の相手方となることができない。

① 再度入札に参加し、最低価格で入札した者に契約締結の意思がある場合(最低価格で入札した者に契約締結の意思がない場合は順次、次に高い価格で入札した者を対象とする。)

② 再度入札に応じる者が1者のみとなった場合

条件 ア 随意契約であっても契約額は予定価格の範囲内であること。

イ 交渉の過程で予定価格を明らかにすることは認められないこと。

ウ 入札にあたっての条件を変えることは認められないこと。

エ 契約額が確定した場合は、その内容を書面にし、落札業者が署名捺印すること。

(6) 落札者とすべき同額の入札をした者が2以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。その場合の本くじを引く順番を決める予備くじは、五十音により早い名称の者から行うものとする。

(7) 落札した場合は、落札金額及び落札者名を公表する。

10 入札にあたっての注意事項

- (1) 参加者は入札日において、参加受付の際に、一般競争入札参加資格確認結果通知書、身分を証明するもの（運転免許証、社員証等（顔写真付き））を持参し、入札主催者の確認を受けること。
- (2) 代理人をして入札させる場合は委任状を提出すること。
- (3) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の10/100に相当する額（消費税相当額）を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は見積もった契約希望金額の100/110に相当する金額（消費税相当額を抜いた金額）を入札書に記載すること。但し、非課税商品については消費税相当額を加算しない。
- (4) 入札を辞退する場合、事前に連絡の上、入札辞退届を提出すること。
- (5) 入札書は必要事項を記入、押印（実印）のうえ提出用封筒に入札書のみを入れ、厳封し裏面に社名、所在地、連絡先を記入し、実印にて割り印すること。
- (6) 開札は入札書の提出後、直ちに行う。
- (7) 入札に参加する者の数が1者であっても入札を執行する。
- (8) 入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。
- (9) 下記の各号に該当する入札は無効とする。
 - ① 入札に参加する資格のない者がした入札
 - ② 郵便、電報、電話及びFAXにより入札書を提出した者がした入札
 - ③ 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
 - ④ 談合、その他不正行為があったと認められる入札
 - ⑤ 虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書を提出した者がした入札
 - ⑥ 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札
 - ⑦ 次に掲げる入札をした者がした入札
 - ア 入札書の押印のないもの
 - イ 記載事項を訂正した場合には、その箇所に押印のないもの
 - ウ 押印されるべき印影が明らかでないもの
 - エ 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの
 - オ 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
 - カ 他人の代理を兼ねた者がしたもの
 - キ 2以上の入札書を提出した者がしたものの、又は2以上の者の代理をした者がしたもの
 - ク 前各項目に定めるもののほか、その他公告に示す事項に反した者がした入札
- (10) その他
 - ① 入札を公正に執行することができないと認められた時は、入札を執行しないことがある。
 - ② 一度提出した入札書の書き換え、引き換え、撤回はできない。

11 契約方法等

- (1) 契約保証金の徴収は免除とする。
- (2) 落札者は、速やかに契約書を作成し契約を締結すること。また、納品後は検収簿、入金後は領収書の発行を遅延なく行うこと。印紙が必要なものについては、法の定めのとおり印紙を添付すること。
- (3) 契約の履行については、発注者の指示に従うとともに、県等から指導があった場合はその指示に従

うこと。

- (4) 本契約の締結は本法人の理事会で承認を受けた後とすること。尚、契約締結については、消費税引き上げに関する経過措置対象契約とし、支払時期に関係なくすべての支払については消費税10%とすること。
- (5) 落札決定から本契約までの間に埼玉県及び群馬県の契約に係る入札参加資格停止などの措置要綱第2条に規定する入札参加資格停止措置を受けた者は、本契約を締結しない。
(契約辞退を申し出るものとする。)

1 2 支払条件

- (1) 支払方法 納品後、現金振込（一括払い）
- (2) 支払時期 令和4年度介護施設等の施設開設準備経費等支援事業県費補助金の入金後
保育施設備品については施設内保育施設設置経費等支援事業県費補助金の入金後

1 3 その他

- (1) 一般競争入札参加資格審査申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 入札参加者は入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (3) 契約の履行については、発注者の指示に従うとともに、県等から指導があった場合には従うこと。

以上